

端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 技術基準適合認定（第四条 第八条）</p> <p>第三章 端末機器の設計についての認証（第九条）</p> <p>第四章 指定認定機関（第十条 第二十二條）</p> <p>第五章 承認認定機関（第二十三條 第二十六條）</p> <p>附則</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第十一条 法第六十八條第二項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 技術基準適合認定（第四条 第八条）</p> <p>第三章 端末機器の設計についての認証（第九条）</p> <p>第四章 指定認定機関（第十条 第二十二條）</p> <p>第五章 承認認定機関（第二十三條・第二十四條）</p> <p>附則</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第十一条 法第六十八條第二項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>

五 申請者が法人である場合は、役員の名及び経歴並びに法人の種類に応じて次条に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合を記載した書類

六〇十（略）

（指定認定機関の構成員）

第十一条の二 法第六十九条第一項第三号の総務省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に基づき設立された社団法人 社員

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十五年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員

三 商法第五十三条の株式会社 株主

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第四条第一項の農業協同組合 組合員

一 項の農業協同組合 組合員

五 役員の名及び経歴を記載した書類

六〇十（略）

五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会及び農業協同組合法第四条第一項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者

六 その他法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に準ずる者

(指定認定機関の指定の基準)

第十一条の三 法第六十九条第一項第四号の総務省令で定める基準は、認定の業務又は認定及び認証の業務の実施に係る組織、認定の業務又は認定及び認証の業務の実施の方法、手数料の算定の方法その他の認定の業務又は認定及び認証の業務を遂行するための体制について次のとおりとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。

二 認定又は認証を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、認定の業務又は認定及び認証の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定認定機関の指定の更新)

第十一条の四 前三条の規定は、法第六十九条の二第一項の規定

による指定認定機関の指定の更新に準用する。

第十四条 削除

(役員等の選任及び解任の届出)

第十五条 指定認定機関は、法第七十一条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任の認可の申請)

第十四条 指定認定機関は、法第七十二条において準用する法第五十九条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員
の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の経歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る就任承諾書を添えなければならない。

(認定員の選任及び解任の届出)

第十五条 指定認定機関は、法第七十二条において準用する法第五十九条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 役員又は認定員の氏名
 - 二 選任又は解任の理由
 - 三 選任の場合にあつては、その者の経歴（認定員の場合はその者の経歴並びにその者が認定の業務又は認定及び認証の業務を行う事務所の名称及び所在地）
- 2 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者の就任承諾書（認定員の場合はその者が第十三条に規定する認定員の要件を備えることを証明する書類の写し）を添えなければならない。

第十八条 削除

- 一 認定員の氏名
 - 二 選任又は解任の理由
 - 三 選任の場合にあつては、その者の経歴並びにその者が認定の業務又は認定及び認証の業務を行う事務所の名称及び所在地
- 2 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者が第十三条に規定する認定員の要件を備えることを証明する書類の写しを添えなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

- 第十八条 指定認定機関は、法第七十二条において準用する法第六十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。
- 2 指定認定機関は、法第七十二条において準用する法第六十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(承認の申請)

第二十三条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
 - 二 申請の日に属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表その他経理的基礎を有することを明らかにする書類(以下「財産目録等」という。)。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録等とする。
 - 三 申請に関する意思の決定を記載した書類
 - 三の二 申請者が法人である場合は、役員の名及び経歴並びに法人の種類に応じて次条に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合は、その法人の名称)及び構成員の構成割合を記載した書類
 - 四 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 五 認定の業務又は認定及び認証の業務を行おうとする事務所ごとに審査に用いる測定器その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類

(承認の申請)

第二十三条 (略)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 三 (同上)
- 四 十一 (同上)

六 申請者が外国の法令に基づく端末機器の検査に関する制度で技術基準適合認定の制度の類するもの（以下「外国検査制度」という。）に基づいて端末機器の検査及び試験等（以下「外国検査等」という。）を行う者であることを示す書類

七 外国検査制度の概要を記載した書類

八 現に行っている外国検査等の概要を記載した書類

九 認定の業務又は認定及び認証の業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 法第七十二条の三第五項において準用する法第七十一条第

二項（法第七十二条の三第七項において準用する場合を含む

。）の総務省令で定める要件を備える者（以下「外国認定員

」という。）の選任に関する事項を記載した書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類

（承認認定機関の構成員）

第二十四条 法第七十二条の三第五項において準用する法第六十

九条第一項第三号の総務省令で定める構成員は、当該法人の種

類に応じてそれぞれ第十一条の二各号に掲げるものに準ずる者

とする。

(承認認定機関の承認の基準)

第二十五条 法第七十二条の三第五項において準用する法第六十九条第一項第四号の総務省令で定める基準は、認定の業務又は認定及び認証の業務の実施に係る組織、認定の業務又は認定及び認証の業務の実施の方法、手数料の算定の方法その他の認定の業務又は認定及び認証の業務を遂行するための体制について次のとおりとする。

- 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
- 二 認定又は認証を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、認定の業務又は認定及び認証の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

第二十六条 (略)

第二十四条 (略)